

第一條 本會は、昭和二十一年四月一日から昭和二十二年三月三十一日まで、
 第二條 本會の事務所は、
 第三條 本會の役員は、
 第四條 本會の職員は、
 第五條 本會の經費は、
 第六條 本會の事業は、
 第七條 本會の解散は、
 第八條 本會の附則は、
 第九條 本會の施行規則は、
 第十條 本會の附屬規則は、

財団法人協同會大阪支所

嘆願書

手當支給禁止制度廢止外一項ノ左ノ嘆願書ヲ提出セリ

- 第一條 會社規定ノ公休日以外エ工場ノ都合ニ依リ休業スル場合ハ
 日給ノ八割ヲ支給サレタレ（但シ日給貳圓以下ノ者ニハ貳
 圓ノ割合ヲ以テ計算サレタレ）
- 第二條 現行制度ヲ廢シ會社直接ノ共同購買制度ニ變更サレタレ
 併セテ棒心ノ歩合取リヲ廢止サレタレ
- 第三條 解雇手當並ニ退職手當ヲ左ノ通り制定サレタレ
 勤続年數一ケ年未満ノ者、日給五十日分
 一ケ年以上一ケ月ヲ増ス毎エ日給三日分ヲ支給サレタレ
 （但シ預告手當ヲ含マズ）
- 退職手當ハ解雇手當ノ二分ノ一ヲ支給サレタレ
 右及歎願候也

追而來ル廿二日午后四時迄ニ御回答アリタル